

鳥取県告示第61号

平成15年鳥取県告示第380号（指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前
<p>八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>b 区域 別図において黄色で示した区域</p> <p>c 区域 別図において赤色で示した区域</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	<p><u>米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</u></p> <p><u>a 区域 別図において緑色で示した区域</u></p> <p>b 区域 別図において黄色で示した区域</p> <p>c 区域 別図において赤色で示した区域</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課<u>並びに関係市役所</u>及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。